



再資源化事業等高度化法について

2025年11月

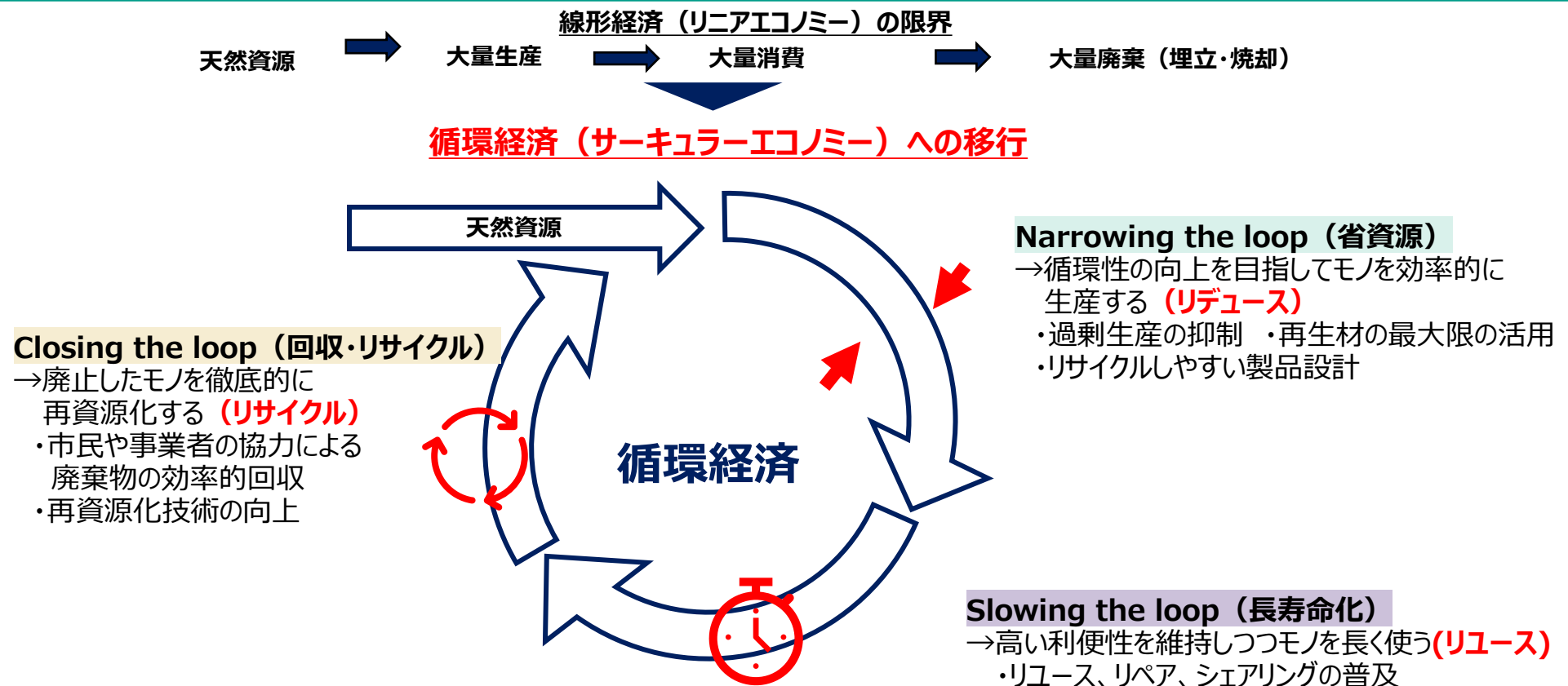
環境省環境再生・資源循環局 資源循環課



背景：循環経済への移行

■ 循環経済とは、

- ① 大量生産・大量消費・大量廃棄型の持続困難な経済システム（一方通行の**線形経済**）から脱却し、
 - ② 資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させ、資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化し、**資源効率性を上げることで付加価値を生み出し**、
 - ③ 環境制約・資源制約による成長の限界を乗り越え、**新たな成長の扉を開く持続可能な経済システム**。
- **3R+Renewable（再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること）**の取組をさらに推進し、循環経済への移行を目指す



法の目的：再生材の質と量の確保（資源循環産業のアップグレード）

- 資源循環は、**ネットゼロ**（我が国のGHG排出量の約36%を占める分野に貢献可能）のみならず、**経済安全保障**（資源の安定供給確保）や地方創生など社会的課題の解決に貢献可能。
- 欧州を中心に世界では、製品等に再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会や市場を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて製造業をはじめとする**産業競争力の強化**が必要。

このような状況を踏まえ、

- 製造側が必要とする**質と量の再生材が安定して供給**されるよう、**再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展**が必要
- 具体的には、廃棄物行政や既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に懸念される廃棄物等の「適正処理」に力点を置いており、高度な再資源化を推進する施策が不十分であったため、別の仕組みが必要。

「再資源化事業等高度化法」を策定（令和6年5月）

<資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要>

令和7年11月21日全面施行



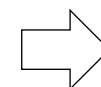
【目的】 再生材の質と量の確保と脱炭素化等の取組を加速化し、資源循環産業のさらなる発展を後押し

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の**再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（3つの環境大臣認定制度）

- 認定された事業は、廃棄物処理法における**各種許可手続きを不要**とする等の特例

【3つのタイプの認定】

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- 再生材を回収する**分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：太陽光パネルのガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

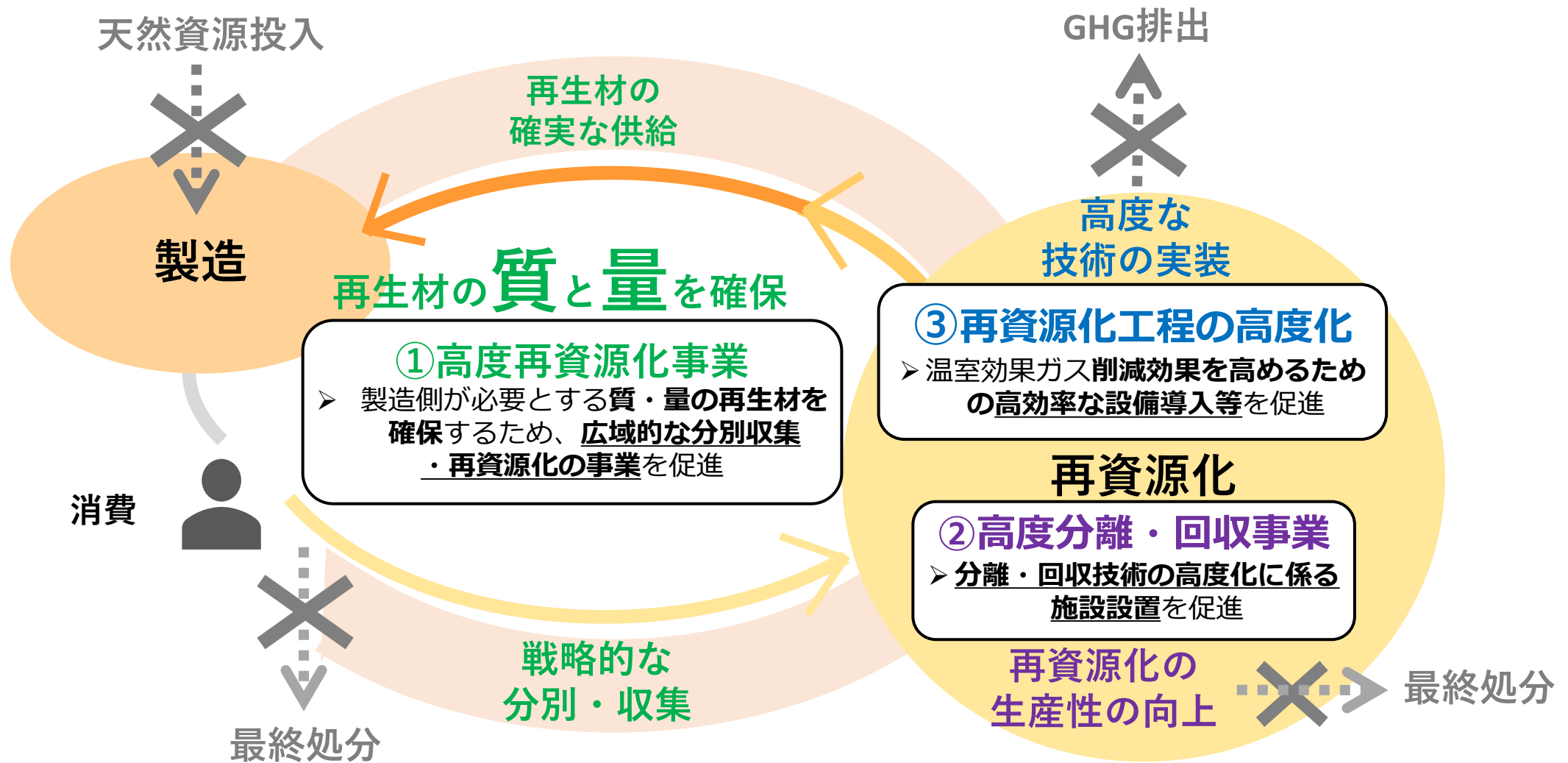
目標：3年間で100件以上の認定事業の創出

業界全体の底上げ

高度な再資源化事業の引き上げ

（補足）認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

高度な再資源化事業等を推進する支援制度の一例

- ◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な**財政上の措置**その他の措置を講ずるよう努めなければならない、こととされている。
- ◆ 大臣認定を受けた事業は、日本政策金融公庫から設備投資に係る財政投融資制度が活用できるほか、一部の廃棄物処理施設の固定資産税や法人税（特別償却）における特例措置が適用可能。
- ◆ そのほか、高度な再資源化事業等を推進する補助事業等の一層の確保に努めていく。

主な関連予算（令和7年度又は令和6年度補正予算）

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】43【R6年度補正】17
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】40
 - ▶ 化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証
 - ▶ 金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO2型リサイクルの実証等
- ・サステナブルファッション、使用済紙おむつ等の資源循環の促進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援 9【R6年度補正】2
- ・地産地消型資源循環加速化事業 — 【R6年度補正】20

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 150

（金額は億円単位、説明のない数字はR7当初予算）

GX経済移行債による主な投資先

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルサイクル、バイオケミカル、CCUS、バイオリファイナリー等への転換）
	自動車	・電動車（乗用車）の導入支援 ・電動車（商用車）の導入支援
運輸	蓄電池	・生産設備導入支援 ・定置用蓄電池導入支援
	航空機	・次世代航空機のコア技術開発
	SAF	・SAF製造・サプライチェーン整備支援
	船舶	・ゼロエミッション船舶等の生産設備導入支援
くらし等	くらし	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※ 3年間で300億円以上の国庫債務負担
	半導体	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
エネルギー	水素等	・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備
	次世代再エネ	・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置 のサプライチェーン構築支援と、ペロブスカイトの導入支援
	原子力	・次世代革新炉の開発・建設
	CCS	・CCSバリューチェーン構築のための支援（適地の開発等）

○事業者様向け説明会

地域ブロック毎に事業者様を対象とした説明会を開催予定です。

日時：法の全面施行後の2025年11月から2026年2月の間に開催予定

開催形式：実地＋Youtubeによる同時配信

○関連情報専用ページ

[資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html) | 環境省

https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

○専用コールセンター

電話番号 03-6759-6027

Eメール：circular@sanpainet.or.jp

お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後5時30分

ただし、12時から13時 及び 以下の日にちを除く。

令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）

再資源化事業等高度化に向けて、今後、関係者各位に進めていただきたい取組例

廃棄物 処分業者

- ✓ 判断基準に基づき、技術的・経済的観点等を踏まえた上で、
 - ・ 供給できる再生材の需要や再生材利用率の把握
 - ・ 再資源化の実施状況の開示
 - ・ 再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等といった再資源化事業の高度化に向け、できることから実施してもらうこと。
- ✓ 新たな再資源化事業の実施や既存施設での設備更新等を行う際には、審査基準と照らし合わせた上で、認定制度の活用や事業者間連携を検討いただくこと

事業者

- ✓ 製造業・卸売り業等におかれては、
 - ・ 製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施
 - ・ 製品への再生材の利用とその情報発信等に努めてもらうこと
- ✓ 廃棄物排出者におかれては、廃棄物の処分を委託する際に、
 - ・ 再資源化がしやすいように廃棄物の性状等の情報提供
 - ・ 製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化等による脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定等に努めてもらうこと

地方 公共団体

- ✓ 地域における資源循環を促進するコーディネーター役として、地域の資源を活用した資源循環システムの構築、連携促進等必要な措置を講ずること
- ✓ 廃棄物排出者として、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進めること